

大分労安発 0420 第 1 号
令和 4 年 4 月 20 日

大分県社会保険労務士会
会長 塙 貴夫 殿

大分労働局職業安定部長



雇用調整助成金の不正受給防止に係る周知協力について(依頼)

労働行政の運営につきまして、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施による支援策を講じており、雇用の維持については一定の効果をもたらしています。

しかしながら、全国的に架空休業や架空雇用などの不適切な申請を行う者もあり、不正受給事案が発生していることから、不正受給が犯罪行為に当たり得ることや、捜査機関との連携強化に取り組んでいることを事業者にも周知し、不正受給の未然防止に取り組んでいるところです。

つきましては、貴会会員に対し、別添リーフレットを参照いただき、当局において不正受給への対応を厳格化していることを周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本年4月1日以降に判定基礎期間の初日がある申請につきまして、業況特例における業況の毎回確認、雇用保険適用1年未満の事業所に対する休業対象労働者の氏名・住所等の確認書類の提出など、申請内容の適正確認も併せて実施しますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ホームページでのお知らせ

上記に関するリーフレットを大分労働局ホームページに掲載しています。

(不正受給対応の厳格化に関すること)

<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/content/contents/001106511.pdf>

(審査内容の適正確認に関すること)

<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/content/contents/001122663.pdf>